

昭和62年4月1日制定
平成13年4月26日改正
平成13年11月15日改正
平成25年10月17日改正
平成29年5月24日改正
平成30年6月14日改正
神戸女子大学
教育諸学研究論文編集委員会

「神戸女子大学教育諸学研究」投稿規定

1. 本誌に投稿できるのは原則として本学専任教員ならびに元専任教員、大学院文学研究科教育学専攻博士前期・後期課程に在籍する大学院生ならびに研究生とする(以上を投稿資格者とする)。また、論文数が満たない場合は、本学非常勤講師(教育学科関連授業担当者)及び本学関係者のうち編集委員会が認めた者の投稿を許可する。
但し、単著・共著を問わずファースト・オーサーで2編以上の投稿はできない。
なお、次項の条件を満たす者については共著者となることができる。
(1)学外共同研究者で当該研究と投稿原稿の内容に責任のもてる者(単なる補助者また部分的協力者は共著者となることができない)。
(2)本学の学部学生および卒業生(ファースト・オーサーは本学専任教員に限る)。
2. 投稿原稿は、教育諸学の研究領域における研究論文、実践報告、事例報告、翻訳、書評、その他とし、まとまりのある未発表のものに限る。作品写真およびコンサート・作品発表等については、未発表もしくは発表後3年以内のものとする。
3. 投稿原稿の掲載可否及び掲載時期は、本誌編集委員会において決定する。
投稿原稿の審査は、原則として複数の審査員(2名)で査読し採否を決定する。
査読料については、学内審査員はこれを無償とし、学外審査員には査読料を支払うものとする。
査読料は別に定める。
4. 掲載論文は、原則として本学のホームページで公開するものとするが、公開不可の場合は事前に同編集委員会にその旨を伝えておくこと。
5. 別刷は掲載論文1編につき、30部とする。それ以上は投稿者の負担とする。
6. 投稿原稿の募集は毎年5月に行い、投稿期限は10月末とする。
7. 外国語論文は上記規定に原則として準じる。
8. 本規定の改廃は教育諸学編集委員会の議を経て、教育学科会議が決定するものとする。